確定申告の注意点など

予約制について

〇申告1件(1人分)につき、予約1枠20分となっ ています。<u>2 件(2 人)以上の申告がある場合には、</u> 申告する件数分の枠を予約してください。

○予約時間の5分前には、会場にお越しください。ま た、予約時間を10分過ぎても来庁されない場合は、 キャンセル扱いとします。

住宅借入金等特別控除を初 めて受ける場合は土浦税務 署へ確定申告が必要だよ! 忘れないようにね!

公的年金等を受給している方へ

確定申告で配当所得を申告すると、所得が増えるため、 国保税や介護保険料が増える場合があります。

特定口座で源泉徴収されている

配当を申告する方へ

この配当所得について、市民税・県民税の申告不要を 選択する場合は、市民税・県民税申告を別途提出する 必要がありますので、お申し出ください。この場合の 配当所得は、国保税や介護保険料の計算には含まれま せん。

公的年金等の収入金額の合計が 400 万円以下で、公 的年金等以外の所得金額が20万円以下の方は、確定 申告をする義務はありません。

※年金から天引きになっていない社会保険料、生命保 険料や扶養などの控除を追加する場合や所得税の還付 を受ける場合には、確定申告が必要となります。

市役所で受付できない申告

次の申告は市役所での申告受付ができません。

- 土浦税務署で申告してください。
- ○令和5年1月1日現在、本市に住民登録が無い方 の申告
- ○土地・建物・株式などを売却した申告
- ○分離課税の配当所得や先物取引に係る申告
- ○退職所得の申告
- ○雑損控除の適用を受ける申告
- 〇青色申告
- 〇令和3年分以前の申告
- (確定申告、修正申告、更正の請求)
- ○住宅耐震改修特別控除
- ○住宅特定改修特別税額控除
- (バリアフリー改修または省エネ改修)
- ○消費税・贈与税・相続税の申告
- ○損益通算や繰越控除の申告
- 〇住宅借入金等特別控除(1年目)の申告

対象者	申告会場	期間
還付申告の方	土浦税務署	
	3 号館	2月15日(水)まで
	2 階会議室	
すべての方	延増第一ビル	2月16日(株)~3月
	4~6階	15日(水) (土・日・
	(土浦市真鍋	祝日を除く。ただし、
	1 - 11 - 12)	2月19日 (日)、26
	※昨年と会場が	日田は開場)
	異なります	口口の用物

※贈与税は、2月1日(水)以降、 申告相談を受け付けています。 ※入場には、当日配付または 国税庁 LINE 公式アカウント から事前に取得した入場整理 券が必要です。

▶時間:午前9時~午後4時



公式アカウント